

令和5年度新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実施要領

1 趣旨

本事業では、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等の取組を支援することとし、予算の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を交付するものである。その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、その他の法令等の定めによるほか、長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）及びこの実施要領の定めるところによる。

2 目的

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

3 事業者

県からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症患者又は新型コロナウイルス感染症疑い患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の病床を確保する医療機関

4 事業の内容

県からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症患者の受入のための病床を確保する医療機関に対して、病床確保、消毒に要する費用を支援する。

5 実施期間

令和5年5月8日から令和5年9月30日まで

6 補助条件

- (1) 補助の対象は、県の要請に基づき確保した病床であること。但し、「新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業補助金」の対象となる期間を除く。
- (2) 県に対して入院患者や病床に関する情報等を、G-MISにより報告を行うこと。
- (3) 他の医療機関など新型コロナウイルス感染症患者の入院調整を行う機関からの要請に応じること。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療

従事者に対して処遇改善を行うために用いること。

7 補助対象経費

(病床確保料)

- (1) 補助対象となる病床については、県が新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床（以下「稼働病床」という。）として、病床確保を要請した病床に限る。なお、当該病床には、稼働病床確保のために休止とした病床（以下「休止病床」という。）も含むものとし、その範囲についてはあらかじめ県と調整の上決定するものとする。
- (2) 稼働病床及び休止病床については、8 に定める病床確保料を適用する。
- (3) 病床確保料には、医療機関の病床確保に係る経費のほか患者退院後の消毒経費等を含む。

8 補助上限額

(1) 1 日 1 床あたりの上限額

稼働病床については、当該病床にかかる診療報酬の区分に準じた病床確保料を、休止病床については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとし、その上限額は別表 1 のとおりとする。なお、休止病床については即応病床 1 床あたり休床 1 床まで（ICU・HCU 病床は休床 2 床まで）を補助の上限とする。

ICU・HCU 病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を 2 床とすることが可能である（ただし、令和 5 年 2 月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を 2 床以上（病床確保料の補助対象は 2 床まで）としていた場合に限った取扱とする。）。

- (2) 消毒に係る経費については、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（平成 30 年 12 月 27 日健感発 1227 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に準じて消毒等を行った場合、当該消毒等に要した額を補助対象とし、実費相当額を補助上限額とする。但し、他の補助事業の対象経費を除く。

9 補助率 10 / 10 以内。ただし、予算の範囲内で知事が認める額。

10 補助事業の申請

本事業補助金の交付を受けようとするものは、事業実施計画を作成し、補助の申請に際して、当該計画を知事に提出しなければならない。

11 提出書類

事業実施計画には、実施要綱に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。

(1) 病床確保料

- ・積算内訳書
- ・空床数計算シート
- ・別に定める処遇改善に関する計画書
- ・その他参考となる書類

12 問い合わせ先

長崎県医療政策課 医療企画班 TEL 095-895-2462

メール s040308@pref.nagasaki.lg.jp

附則

(適用期日)

- 1 この要領は令和5年5月8日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領は適用日以後の稼働病床及び休止病床における補助金の交付申請に係るものについて適用し、適用日前の稼働病床及び休止病床における当該申請に係るものについては従前の例による。

別表1

医療機関	病床の区分	病床確保料の上限額	
		稼働病床	休止病床
新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関（重点医療機関の指定期間を除く）	ICU内の病床を確保する場合	1床当たり 97,000円/日	1床当たり 97,000円/日
	重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	1床当たり 41,000円/日	1床当たり 41,000円/日
	上記以外の場合	1床当たり 16,000円/日	1床当たり 16,000円/日